

令和7年度 市政執行方針

令和7年第1回定例会

令和7(2025)年2月



北海道士別市

〔はじめに〕

〔市政運営の基本的な考え方〕

令和7年第1回士別市議会定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に対する私の所信を申し上げます。

現在、我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子化が進行しており、急激なデジタル化の進展や地球規模で深刻化する環境問題、緊迫感を増す世界情勢や終わりの見えない物価高騰など、大きな時代の転換期にあります。本市においても、特に若い世代の人口減少が顕著となっており、こうした状況が続くことで、労働力人口や消費市場の縮小など、地域社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

このようななか、国においては、現在の「デジタル田園都市国家構想交付金」を「新しい地方経済・生活環境創生交付金」に改組し、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、産官学金労言などの地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域独自の取り組みを、計画から実施まで強力に後押しすることとしました。

引き続き、国の動向を注視しつつ、交付金などの財源を最大限活用しながら市政運営に邁進します。

本年は、旧士別市と旧朝日町が合併してから、20年の節目にあたります。本市がめざす都市像である「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現に向け、「まちづくり総合計画」に掲げる基本施策と「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の3つの重点プロジェクトに基づき、全力でまちづくりに取り組みます。

現在、本市の25年後を見据えた第2次総合計画の策定作業を進めており、将来に向けたまちづくりの指針を市民の皆様と共有し、人口減少下においても、住みたい、将来にわたって住み続けたいと思える幸福度の高いまちづくりに取り組みます。

また、最終年度となる「財政健全化実行計画」の検証を行うとともに、事業アセスメントによる既存事業の見直しと「公共施設マネジメント基本計画」に基づく既存施設の最適化に取り組むことで、将来にわたる持続可能な財政運営の確立に努めます。

〔予算の編成〕

新年度の予算編成についてです。

国は、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することをめざして、物価上昇を上回る賃金の上昇、地方創生 2.0 の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策などの重要政策課題に必要な予算措置を講じ、総合経済対策の裏付けとなる令和 6 年度補正予算と一体として編成するとしています。

新年度の地方財政対策については、税収が増加するなかで財政健全化が進んだ一方で、社会保障関係費や人件費の増加、物価高が見込まれることを踏まえ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額として、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度比 1.7% 増の 63.8 兆円が確保されています。財源不足については、前年比 39.7% 減の 1.1 兆円、臨時財政対策債については、平成 13 年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなったところです。

本市における新年度予算は、「まちづくり総合計画」の着実な推進と最終年度となる「財政健全化実行計画」の遂行を基本に、時代の変化や人口規模に応じた行政機能のダウンサイジングと安定した市民サービス提供との両立をめざすなかで、人件費の増加や物価高への対応等を踏まえた編成を基本としています。

その一方で、郊外部における水道スマートメーター導入や GIGA スクール端末更新、行政の基幹システム標準化をはじめとする自治体 D X ・地域社会 D X の取り組み、介護・障がい者施設や保育施設を中心とする人材確保対策、計画的な街路灯・公園灯の LED 化などのゼロカーボン事業、2 カ年事業で行う陸上競技場改修をはじめとする地域経済循環分析に基づく合宿推進の取り組みなど、新たな事業や拡充して実施するための予算を確保しています。

厳しい財政状況下にある本市では、乗り越えなくてはならない多くの課題が山積していますが、限られた財源を効率的に配分し、「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまち」の実現をめざした予算編成としたところです。

また、本年は市長の改選期であり、9月には市長選挙が実施されますが、ただ今申し上げました新年度予算については、めまぐるしく変化する社会情勢に対応していくため、本格予算としたところです。

以上、申し上げた市政運営の基本的な考え方のもと、新年度に進める施策や事業を構築したところであり、具体的には「まちづくり総合計画」の基本目標に沿って、その概要を申し上げます。

第1章 「健やかで豊かな心育むまちづくり」

はじめに、「健やかで豊かな心育むまちづくり」のうち、「医療」についてです。

安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりに向けては、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に対応し、持続可能な医療体制を地域全体で連携して担っていくことが重要です。

士別市立病院では、昨年、名寄市立総合病院との連携と機能分化を進め、回復期・慢性期の医療提供体制を継続するとともに、医師等の働き方改革や新興感染症への対応も加え、限りある医療資源を地域全体で最大限活用することとした方針に基づき、これまでの改革プランを改訂し、令和6年度から10年度までを計画期間とする「経営強化プラン」を策定しました。

基本理念として「患者さん中心の医療」、「地域完結型の治し支える医療」を掲げるなか、コロナ禍で休床していた病棟を再開し、3病棟129床体制としたのをはじめ、診療報酬算定改善策の実行等で一定の成果は得られたと判断しています。

一方で、コロナ禍以降の受療動向の変容、市内及び圏域人口減少による患者数の減や看護師等の人材確保の困難さに加え、物価高騰に伴う大幅な経費の上昇や人件費処遇改善の影響に対し公定価格である診療報酬では賄いきれず、経営状況の悪化は免れない局面となっています。

新年度においては、事業管理者及び院長に就任予定の岩野医師をはじめ、5名の医師が着任する新たな医師体制となるなか、2年目となる強化プランに基づく取り組みを着実に実行するとともに、目標実現や課題解決への対応を念頭においた組織風土を再構築します。

また、建築から38年を経過する病院建物の再整備の検討に取り組み、地域医療構想を踏まえつつ、市民の皆様のご意見を頂きながら、病院の在るべき姿と長期的な経営視点を検証し、大規模改修または建て替えの方針決定を行う予定です。

今後においても、公共性と経済性の両立による健全な経営の実現に努め、安全で質の高い医療提供や地域完結型医療の強化、持続的な役割の遂行をめざし、名寄市立総合病院と設立した地域医療連携推進法人とともに地域医療体制の構築を進めます。

次に、「保健・健康づくり」についてです。

国は、昨年12月に带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置付け、本年4月から定期接種化する方針を示しました。対象者は、65歳の方と、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する60歳から64歳までの方となります。加えて、5年間に限

り、70歳から100歳までの5歳刻み年齢の方を対象にするなどの経過措置も設けられます。市としては、接種費用の一部助成を行うとともに、市内医療機関との協議を進め、4月から接種できるよう体制を整え、希望者が時期を逃さず接種できるよう周知に努めます。

導入2年目となるがん検診等のネット予約については、働き盛り世代の利用者が増え、コールセンターを含めた予約体制の調査では、約8割の方から「満足」との回答をいただいています。

引き続きがん検診や受動喫煙対策などの健康増進施策を推進し、予防可能な疾患の発症と重症化予防に努めます。

次に、「福祉・介護・社会保障」についてです。

「第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画」に基づき、高齢者などが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・充実に向けて、ICTを活用した医療と介護のネットワーク体制の強化を図るとともに、不足する介護と障がい福祉分野の人材確保・定着を図るため、時限的な緊急対策を継続します。

本年4月から施行する「第5期士別市地域福祉計画」に基づき、これまでの取り組みに加え、「士別市みんなでささえる手話言語条例」の制定など、すべての市民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざします。

国民健康保険については、引き続き「特定健診」や「特定保健指導」を実施し、生活習慣病の重症化予防に取り組み、被保険者の健康の保持・増進を図ります。

また、マイナ保険証への移行については、後期高齢者医療も併せて、丁寧な説明や窓口でのサポートを行うとともに、現被保険者証の有効期限が切れる7月末までに、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を送付するなど、すべての被保険者が安心して医療機関を受診できるよう対応します。

次に、「子ども・子育て支援」についてです。

本年4月から施行する「第3期士別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援施策を着実に推進するとともに、保育士の欠員により発生している待機児童の解消に向け、「士別市保育士等確保対策就労支援事業」の拡充を図ります。

すべての子どもたちが、この地域において安全に安心して成長できるよう、「子どもの権利救済委員会」などの関係機関と連携し、「士別市子どもの権利に関する条例」の啓発に努めるとともに、次期「子どもの権利に関する行動計画」を策定します。

次に、「教育」についてです。

情報技術やグローバル化の進展などにより、人々の価値観やワークスタイルが大きく変わる中、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代となっています。

こうした変化の激しい時代にあって、子どもたちが、自らのよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、本市の未来を切り拓く持続可能な社会の創り手として成長できるよう、令和の時代に即した教育活動を推進します。

あわせて、多様な教育的ニーズに対応した学習機会を提供するなかで、子どもたちが安心して学べる体制の構築や、経済的理由等にかかわらず充実した教育が受けられる環境を整備するなどして、誰一人取り残すことのない教育をめざします。

また、市内2校の高等学校においては、それぞれの特徴を生かし、魅力ある高校づくりを推進するため、学校運営協議会などの地域との協働体制の構築のもと、高校魅力化のPR活動や通学、学習の支援などに取り組みます。

次に、「生涯学習・文化・スポーツ」についてです。

教育の大きな柱である学校教育と社会教育が横断的に相互の連携を深め、市民一人ひとりが自分らしさを大切にしながら、分かる喜び・学ぶ楽しさを実感し、生涯にわたって学び続ける意欲を維持・向上できる生涯学習社会をめざします。

また、公民館をはじめとする社会教育事業、「子どもゆめトーク」や「子ども議会」、「学び舎つくも」など、子どもから高齢者まで学び続けられる環境づくりに努めるとともに、人づくりやまちづくりにつながる豊かで広がりのある学習機会を設定・提供します。

文化活動については、これまでと同様に「文化の担い手は市民」とする、文化振興条例の趣旨を踏まえ「市民総合文化祭」など、市民の主体的な文化活動の促進を図るほか、これまで培ったアウトリーチ活動やワークショップ等による体験的な学びも取り入れます。

スポーツ活動については、「健康・スポーツ都市宣言」のもと、市民皆スポーツの実現に向け、市民一人ひとりが健康で心豊かにスポーツを親しめる環境づくりに努めるとともに、競技力の向上及び部活動の地域展開につながる取り組みを進めます。

次に、「防犯・交通安全・消費生活」についてです。

警察や防犯協会、自治会等と連携し、「地域の目と声をください運動」を基本とした見守り運動や各種啓発活動の実施により、防犯意識の高揚と防犯体制の強化に努めるとともに、青少年指導センターによる街頭指導を継続するなど、市民が安全で安心な

生活を維持できる取り組みを推進します。

交通安全については、「交通事故のない安全で安心な社会」の実現をめざし、交通安全教育の推進や定期的な啓発活動、情報発信を継続し、交通安全意識を高めるため、警察や交通安全運動推進委員会、関係団体との連携と協力のもと、取り組みを継続します。

消費生活相談については、消費者協会や警察、関係機関との連携による啓発活動や消費者被害防止ネットワークを通じた情報提供などの取り組みを継続し、悪質商法や特殊詐欺など消費者被害の未然防止に努めるとともに、契約トラブル等への対応や消費者教育を継続します。

第2章 「魅力と活気あふれるまちづくり」

次に、「魅力と活気あふれるまちづくり」のうち、「農業・林業」についてです。

農業者を取り巻く情勢は、長期化する国際紛争や円安に伴い、肥料原料や燃料・飼料をはじめとした生産資材の価格高騰が経営や日常生活に大きな影響を与えており、厳しさを増しています。

農業施策については、昨年、四半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正されたことを受け、今後、地域の持続的発展と長期的な安定を図るため、関係機関と連携し、国や北海道へ施策の拡充を要請します。

また、畑作経営の安定と輪作体系維持のため、新年度においても「種子馬鈴しょ採取圃設置事業」や「甜菜作付振興事業」を実施します。

とりわけ甜菜については、製糖工場の立地を含め、地域経済の発展において重要な作物であることから、肥料価格高騰対策として事業メニューを継続し、作付面積の確保・拡大に努めるとともに、「北海道てん菜振興自治体連絡協議会」と連携を図り、安定した作付面積の確保など国・北海道への提案活動を進めます。

中士別地区の道営農地整備事業については、7年度に85.6ヘクタールの基盤整備事業を予定しており、全体事業計画の約43パーセントの進捗を見込んでいます。今後とも関係団体と連携し、円滑な事業の推進に努めます。

酪農と畜産振興では、将来にわたる経営基盤強化のため「畜産担い手総合整備事業」の継続実施により牧草地再整備などを進め、飼料の自給率向上を図ります。

めん羊振興では、本年7月で任期満了を迎える羊飼養の協力隊員が、羊飼養と耕種農業の複合経営で新規参入をめざしているため、担い手支援協議会や地区受入農家協議会、士別めん羊生産組合と連携し、円滑に参入できるよう支援します。また、士別サフォークラムの生産に必要な飼養技術を次世代に継承するため、引き続き、研修者の受け入れを実施し、担い手の確保・育成に努めます。

林業振興では、「森林整備計画」及び「士別市森林吸収源対策推進計画」に基づき、健全な森林資源の保全育成を図るほか、クリーンラーチ植栽の推進や森林環境譲与税を活用した未整備森林の間伐促進などの森林吸収量の維持・増加を図る取り組みを実施し、「ゼロカーボンシティ」を推進します。

次に、「商業・工業」についてです。

市内事業者の経営環境については、依然として燃料や物価の高騰、労働力不足など、厳しい状況が続いていることから、国及び北海道が実施する対策を注視するとともに、引き続き、中小企業振興条例に基づく施策による経営の安定化や新規開業等の各種支援を進めます。

「地域循環型住まいづくり促進事業」及び「地域循環型住宅リフォーム促進事業」についても、快適な住環境の整備と市内経済の好循環を図るため継続実施します。

中小企業の後継者不足は、本市のみならず全国的な課題であり、雇用や技術承継への影響が懸念されています。このことから、商工会議所・商工会・市内金融機関と連携した支援、相談体制の充実を図るとともに、事業承継を希望する事業者情報等を掲載するサポートフォームの導入など、新たな手法を検討します。

ラブ士別・バイ士別運動推進協議会については、市内消費への意識を高める持続可能な取り組みとなるよう、市民、事業者、民間団体、関係機関と連携しながら再構築を図ります。

次に、「観光」についてです。

観光を中心とする来訪者や交流人口の拡大に向け、「士別天塩川源流まつり」や「しべつ雪まつり」、「羊のまち士別 肉盛フェス」など、各実行委員会が主催するイベントへの支援を行います。

また、まちなか交流プラザを拠点に本市の自然、食、体験の魅力を幅広く発信するとともに、1市3町で構成する着地型観光推進協議会によるスタンプラリーやPR活動に努め、交流人口の拡大を図ります。

ふるさと納税については、2月4日現在の申込件数及び金額は、4,497件、1億1,473万円となり、いずれも過去最高となっています。全国各地からのご寄附に感謝申し上げますとともに、今後も業務委託先であるまちづくり士別株式会社と連携し、ふるさと納税を通じた地場産業の振興と本市特産品の魅力発信に努めます。

次に、「合宿や企業誘致」についてです。

合宿の聖地をめざす取り組みとして、合宿の里士別推進協議会をはじめとする関係団体との連携を図りながら、受入れ体制の充実を図るとともに、合宿選手と市民とのふれあいを大切にした合宿地づくりを進めます。

また、合宿招致活動に関わっては、これまで同様に市長自らのトップセールスを行うことで、長年本市で合宿してきたチームの継続招致だけでなく、新たな合宿チーム

の掘り起こしに取り組みます。

企業誘致については、積雪寒冷や災害リスクが極めて少ないといった地域特性を前面に押し出しながら、引き続き、企業訪問をメインとした誘致活動を進めます。また、業種にとらわれることなく、あらゆる分野に対する誘致活動を北海道と連携しながら積極的に進めます。

立地企業との連携については、トヨタ自動車、ダイハツ工業、ブリヂストンや交通科学総合研究所などの自動車関連企業をはじめ、日甜士別製糖所や三協精器工業などとの関係強化を図ることで、地域の持続的な発展に寄与します。

次に、「雇用・勤労者福祉」についてです。

労働人口の確保と季節労働者の通年雇用化を図るため、支援制度の効果的な運用を推進するとともに、新規学卒者の地元雇用を確保するため、高校生と地元企業との意見交換を行うなど、関係機関との連携により雇用環境の整備に取り組みます。

次に、「環境・エネルギー」についてです。

本市においても設置が検討されている再生可能エネルギー発電施設については、新年度から施行する「士別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づき、地域住民の安全や環境への影響等に十分な配慮を求めつつ、地域との適切な調和が図られるよう取り組みます。

また、道路や公園の照明のLED化を進めることで消費電力の抑制を図るとともに、広報による市民周知などを通じて、地球温暖化対策に向けた意識を醸成します。

合わせて、ごみの減量化、資源化を推進するとともに、環境センターの安定運営に努めます。

次に、「公園・緑地・河川」についてです。

公園については、法令に従い遊具の定期的点検を行うほか、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園内の整備、維持保全を進めます。

緑地については、都市計画道路の街路樹の補植を行いながら、適正な維持管理及び景観の保持に努めます。

河川については、豪雨などによる災害発生防止に向け、流れを阻害する樹木の伐採や河道整備などの治水対策を継続します。

次に、「住宅」についてです。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、寿団地の建替事業や将来的な団地の廃止に向けた入居者移転を継続実施するとともに、既存公営住宅の屋根外壁改修や防水補修など、建物の長寿命化により既存ストックの適正な維持管理に努めます。

空き家対策については、士別市空き家・空き地バンクの活用により流通を促すとともに、管理されない空き家等については、引き続き、所有者への指導を行います。

次に、「上水道・下水道」についてです。

上下水道事業は、それぞれの経営戦略に基づき、持続可能なライフラインを確保するため、将来の人口規模を見据えた施設の最適化を考慮し、効率的かつ計画的な整備を進めます。

水道事業では、安全・安心な水を安定供給するため、浄水施設の機器設備更新や災害避難所までの耐震管整備などを実施します。また、郊外部に遠隔自動検針が可能となるスマートメーターを導入し、デジタル技術を活用した水道事業の効率化をめざします。

下水道事業については、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、水処理施設の機器設備更新を実施します。

次に、「道路」についてです。

生活道路の整備や舗道改修を進めるほか、茂志利トンネルの長寿命化工事を実施します。

また、橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、近接目視点検、補修に係る設計及び工事を継続します。

道道士別滝の上線「朝日市街地道路整備」については、早期完成に向けて道と連携を図るとともに、事業促進要望を継続します。

国が主体となって進めている「北海道縦貫自動車道「士別剣淵・名寄間」」については、引き続き、期成会としての活動を中心としながら、名寄市立総合病院への緊急搬送に不可欠な「命の道」や、災害時における代替道路の役割をもつ高規格道路の早期完成と、士別・剣淵 I・C から和寒 I・C 間の 4 車線化について、国や関係機関への要請を行います。

第3章 「市民の力で未来へ歩むまちづくり」

次に、「市民の力で未来へ歩むまちづくり」のうち、「市民参画・協働」についてです。

「市民参加条例」に基づき、市民が市政に参加する機会を確保するため、各種審議会や協議会などを継続実施するほか、行政課題に即した情報提供の場を設けます。

また、市民団体等が行う地域課題の解決に向けた公益的活動に対し、行政として連携・支援しながら、地域力によるまちづくりを進めます。

次に、「人権・男女共同参画」についてです。

現在の「第3期士別市男女共同参画行動計画」が最終年度を迎えることから、市民アンケート等を通じて計画目標の達成度を調査するとともに、事業効果の検証作業を進めます。そのうえで、ひとりひとりの個性と多様性を認め合える社会の実現をめざし、次期計画の策定に取り組みます。

また、人権擁護委員との連携による人権教育や啓発活動を継続し、互いの人権を尊重しあう豊かな心の醸成を推進します。

次に、「コミュニティ」についてです。

地域コミュニティの中核である自治会連合会との連携のもと、花いっぱい運動などによる自治会活動の推進や加入促進について支援を継続し、地域活動を通じたコミュニティづくりを推進します。

次に、「地域間交流・移住」についてです。

友好都市である「愛知県みよし市」との交流については、人口規模に見合った事業を展開することで、将来に渡り持続可能な交流を行います。

絆づくり協定を締結している「福島県川内村」とは、本年も、ICTを活用した事前・事後学習を含め、士別南小学校で合同授業を行うなど、引き続き、交流を進めます。

国際交流については、姉妹都市「ゴールバーン・マルワリー市」への高校生の短期留学派遣を実施します。

移住・定住政策については、昨年10月に設立された「士別市移住定住交流促進協議会M a z a r u(まざる)」との官民連携を強化し、交流人口や関係人口の創出、地

域内外の交流、産業や教育の振興も図りながら移住・定住の推進に努めます。また、移住ナビデスクを活用し、移住を考えている方への情報発信や、すでに移住された方への相談などに対応します。

合わせて、協力隊ネットワークを活用し、隊員相互の連携強化を図るほか、名寄、剣淵、和寒の隊員とも連携し、隊員の孤独感や不安の解消、仲間づくりなど、隊員に寄り添った支援を継続することで移住・定住率の向上に努めます。

次に、「都市計画・交通」についてです。

都市計画については、将来の人口規模を見据えた都市づくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、コンパクトタウンへ向けた住みやすく持続可能な市街地構造の形成をめざします。

交通については、現在の「地域公共交通網形成計画」が最終年度を迎えることから、現計画の進捗や効果、妥当性について検証を行うとともに、地域公共交通の最適化を検討し、持続可能な交通ネットワークを今後も維持するため、次期計画を策定します。

次に、「防災・消防・救急」についてです。

自助・共助・公助による地域防災力の向上と災害に強い安心な地域づくりを進めるため、引き続き、避難行動要支援者に対する個別計画策定に取り組むほか、能登半島地震の教訓を基に「災害時備蓄計画」の見直しを行い、備蓄資機材等の整備を進めます。

消防・救急については、引き続き、消防団員の確保に努めるとともに、市民に対する防火意識の啓発を図ります。

また、さらなる高齢化の進行などにより、救急救命活動が増加傾向にあることから、1市3町がより連携し消防力の向上をめざします。

第4章 「行政・財政」

次に、「行財政運営」についてです。

新年度においては、現在の「まちづくり総合計画」、「第1期公共施設マネジメント基本計画」、「行財政運営戦略」及び「財政健全化実行計画」などの重要な計画が最終年度を迎えます。

計画策定時とは大きく異なり、目まぐるしいスピードで社会・経済情勢が劇的に変化しています。人口減少が加速度的に進むなか、限られた財源と人材で複雑化する行政課題に対応していくには、これまでと同じ認識や手法では十分に対応しきれない局面を迎えています。

こうした課題の克服には、従来の見直しや節約の枠を超え、大胆な「変革」が不可欠であることから、すべての事業や施設、組織機構、各種制度や手続きなどを聖域なく点検・検証し、丁寧な市民説明を行うなかで、将来を見据えた行政機能のダウンサイジングを進めていく必要があります。

また、職員個々の能力やモチベーションの維持・向上を図り、組織力の最大化を追求するとともに、将来を見据えた人材の育成・確保にも取り組みます。そのうえで、適正な人員配置を行い、効率的な行財政運営をめざします。

これらの取り組みを確実に実行することで、市民サービスの維持・向上を図りつつ持続可能な新しい行財政運営の指針となる計画策定に取り組みます。

次に、「広報広聴」についてです。

ホームページをはじめ、広報紙や生活情報アプリ、フェイスブックなどを活用した効果的な情報発信に努めるとともに、市長への手紙などによる広聴活動を継続し、「まちづくり基本条例」に基づく情報共有を推進します。

次に、「電子自治体」についてです。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」で定められた令和7年度末までの基幹システム等の入れ替えを安全・確実に実施するとともに、デジタル技術の活用による市民の利便性向上と行政事務の効率化に資するため、「士別市役所デジタルトランスフォーメーション推進基本計画」に基づき、オンライン申請が可能な行政手続の拡大に取り組みます。

結びに

以上、新年度の市政に臨む私の所信を述べさせていただきました。

今年の干支は十干十二支で言うところの「乙巳（きのとみ）」にあたります。十干の「乙（きのと）」は、苦難があり紆余曲折しながらも進むことを表しており、十二支の「巳（み）」は、蛇が脱皮をして成長を続けながら、力を蓄える様子を象徴していることから「乙巳（きのとみ）」の年は、苦難があっても過去に積み上げてきた努力が実を結び、次のステップへと移行する重要な年であることを示しています。

本市においても令和7年度は、財政健全化実行計画の最終年度であることをはじめ、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略など、まちづくりの指標となる多くの計画を見直す重要な年となります。

新たな計画の策定にあたっては、人口推計をしっかりと見据えながら、将来人口に見合ったまちづくりを進めます。

人口減少は避けられませんが、そのなかにおいても市民の満足度・幸福度を引き上げるキラリと光る本市独自の施策を展開しつつ、「本市がめざす都市像」及び「基本理念」の実現に向けて、広く市民の声に耳を傾けながら計画策定を進めます。

私の市長としての任期も残すところ半年余りとなりました。この間、積極的に市民の輪の中に入り、多くの皆さま方と「まちづくり」について話し合いを行ってきたところであり、様々なご意見を頂戴するなかで、就任時に掲げた政策骨子については、概ね順調に進んでいると判断しているところです。

引き続き、各事業の進捗状況をしっかりと見極めるとともに事業効果を検証しつつ、既存・新規の枠組みにとらわれることなく事業の最適化を進めながら、地域経済の好循環構築に努めてまいります。

結びに、市民の皆さまと議員各位のご健勝とご活躍をお祈りするとともに、市政に対する一層のご支援とご協力を賜ることをお願い申し上げ、新年度にあたっての方針といたします。